

第3WG担当

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

(1) 行政記録情報等の活用

【本文】

ア 現状・課題等

統計調査に行政記録情報等を活用することは、近年の統計調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減や統計作成の簡素・効率化にとって極めて有効である。特に、近年、統計調査に対する国民や企業の協力が得られにくくなってきており、また、統計調査員が高齢化しつつあるなど、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることから、行政記録情報等の活用による業務の効率化は極めて重要な課題となっている。

諸外国においては、統計作成に行政記録情報等が広く活用されているのに対し、我が国では、他の行政機関等が保有する行政記録情報等を活用している例は極めて少ない。その理由として、行政記録情報等の大半が各行政機関等の許認可や届出等の事務として収集される情報であることから、行政記録情報等の保有機関(以下「保有機関」という。)において、収集した情報を本来の収集目的以外に利用させることについて、収集対象である個人や企業からの理解や協力が得られず、結果的に収集業務に支障が生じるのではないかと危惧を持つことが挙げられている。

このような背景の下で、統計法では、新たに統計作成への行政記録情報の活用を推進するための法的な仕組みが整備された。

今後、統計作成機関は、所管の統計調査に活用できる行政記録情報等を具体的に調査し、統計法に規定する行政記録情報の提供要請の活用も含め、積極的に行政記録情報等を活用していく必要がある。また、行政記録情報等の活用の有用性とともに、統計作成に利用しても個人や企業の情報が漏えいするおそれがないことなどの安全性を国民に十分理解してもらえよう努力することが必要となっている。

イ 取組の方向性

統計委員会における基本計画の審議において行政記録情報等の活用が有用と認められた統計調査や統計委員会の答申において「今後の課題」として行政記録情報等の活用を検討すべきとの意見が付された統計については、行政記録情報等を積極的に活用する方向で具体的な作業や課題解決に向けた検討を速やかに実施する。

また、今後とも行政記録情報等の活用を推進していくため、統計調査の実施計画の策定に当たっては、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することを原則とする。

さらに、秘密保持の確保を含む特別の法令の規定による制約など、保有機関が行政記録情報等を提供することが困難とする合理的な理由が存在する場合、その代替措置として、費用等を原則として統計作成機関が負担した上で、保有機関が統計作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成を行うことを原則とする。

なお、行政記録情報等の活用の実現に向け具体的な検討を行う上で保有機関の協力が不可欠であることから、関係府省は、保有機関における行政記録情報等の収集業務への支障に対する危惧が解消されるよう、統計作成において行政記録情報等を活用することの有用性や、統計作成に利用しても個人や企業の個別情報が識別されるおそれはないことなどの安全性に関し国民に十分理解してもらうための具体的方策を検討し、早急を実施する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
110 (p40)	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、 経済産業省等	平成21年度から 具体的検討を行う。		○ 平成23年度に、財務省、国税庁及び経済産業省の3省庁間で、経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用は、申告者の単位、項目概念の相違、電子データ化の状況により、実施困難との結論に至った。 しかしながら、地域や業種を限定するなどしたデータに基づいた、検証を行うべきとの統計委員会の指摘により、今年度は検証のための具体的な税務データの提供範囲や方向性について、3省庁間で検討を行った。【財務省、国税庁及び経済産業省】	実施予定	地域や業種を限定して作成したオーダーメイド集計の形態による税務データの集計表を基に、経済センサス活動調査への活用の可能性について検証し、25年度中に結論を得る予	基本的に国民が政府に類似情報を複数回申告ないしは、政府から徴集される義務を課すことは、国民の生産性を阻害することであってはならないという原則を法的に確立しなければならない。そのため行政収集情報の電子データ化が進捗した際には、基幹統計側が、調査単位や項目概念の変更を行うことも視野に入れて、行政情報からの統計作成に関する検討を進めなければならない。そのため、当面補正に必要な過去系列との滑らかな接続なども検討する必要がある。

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(3) 統計職員等の人材の育成・確保

【本文】

ア 現状・課題等

公的統計の作成においては、その作成に携わる職員の専門能力を十分に発揮することが重要である。また、統計の国際的な標準化などの取組に、我が国が積極的に貢献していくためには、諸外国の統計専門家に伍して議論できる人材を育成し、確保することが不可欠となっている。しかしながら、各府省では人事異動を特定の部局内に限って行うことは一般的に行われていないため、統計部局だけで中核的職員注9を育成することは困難な状況となっていることに加え、統計研修等についても、府省によっては組織体制等の面から実施困難な場合もある。また、地方公共団体においても、日常業務に忙殺されており、国で実施する長期の研修等に参加することが困難な状況となっている。

このため、我が国の統計作成組織全体として、専門性の高い人材を育成し、確保する観点から、これまで以上に人材育成を意識した人事異動、人事交流や研修の実施による能力の向上を図ることが必要となっている。

イ 取組の方向性

主に中核的職員を対象に、人材育成方針の策定、人事交流の推進、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号)に基づく新たな人事評価制度の活用、育成目標の設定等の方策を講じつつ、国際社会において貢献できる人材を育成し、確保する観点から、海外の政府統計機関への職員派遣等、統計に携わる職員の任用、研修等を計画的に推進できる体制を整備する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
139、140 (p52)	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 の計画的な育成・確保の推進	○ 統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。 なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。 ○ 府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質な人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。		○ 10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】 ○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】 ○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、他省の統計関係部局や利用部局と幅広く人事交流を行った。特に統計審査業務を担当する職員については、すべて10年以上の公務員歴を有する者を配置した。 ○ 平成22年度に策定した研修実施方針に基づき、平成25年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。 ○ また、統計担当職員の能力の一層の高度化を図るため、研修内容の見直しを行った。 ○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。 ○ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。【以上総務省】 ○ 調査対象者である学校現場や社会教育施設を訪問し意見交換を行うなど、統計職員としての資質向上のための新たな取組を行った。【文部科学省】 ○ 統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を引き続き計画的に実施している。また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】 ○ 統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】 ○ 中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。 ・ 研修については、アンケート等を基に、より効果的な見直しを図った上で、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成24年度に計16講座を実施し、質的向上及び 職員確保に努めているところ。 ・ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を 行 う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても統計審査等の業務のために総務省等に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の推進を図っている。【経済産業省】	継続実施	—	統計の研修については、府省で別々に実施するよりも、総務省統計研修所を利用するなどして、一元的に研修したほうが効率的であると思えます。現在、統計職員が必ずしも長く統計部局にとどまらない状況に合っては難しいことは承知していますが、ある程度時間をかけて統計調査の(教科書的な)基本を勉強して、それを職場で生かせるような体制が整えることが大切です。 海外の公的機関の統計専門職採用の際に要求している力量を参考に、政府行政専門職、政府統計専門職に必要な力量辞書(あるべき姿)を定義し、現状職員の持つ力量に関する認識とギャップがある部分を抽出し、効果的かつ計画的な人材育成を実施しなければならぬ。このため、統計研修所の本科などは、専門職大学院としての文部科学省の認可を受け、主として官庁・自治体関係者・専業学生に教育演習とe-learning、職場における実践を通じて専門職学位(統計)を授与できる組織となる必要がある。専門職大学院設置基準によれば、専門職大学院は関連専門実務専門家の専任教員ないしは見做し専任教員としての関与が必須であり、公的統計の収集計画・分析・それに基づく政策的意思決定に至るまで、職場実習課題を含めた体系的プロフェッショナル教育が可能である。

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
141 (p54)	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。	各府省	平成22年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計関連職員については、統計調査業務の実施計画及び当該職員の職務に応じて、迅速かつ正確なデータ作成・分析、専門研修の受講による統計専門能力の向上等を人事評価における業績目標として設定するよう努めている。【人事院】 ○ 統計関連職員の専門性向上については、統計業務における専門知識・技術の習得・情報収集等の状況や業務目標に基づき評価を実施した。また、内閣府人材育成・活用方針(平成23年12月26日内閣府事務次官決定)において、人材育成を管理職の人事評価上の目標管理項目の必須事項とし、統計の専門家を目指す若手職員の育成に向けた体系的な取組を行っている。【内閣府】 ○ 統計関連職員にあつては、従前から、迅速かつ正確な統計作成や、作成した統計の適切な分析等を業績目標として掲げており、今後も引き続き目標として設定するよう努めていく。【警察庁】 ○ 統計に関するスキル向上など、人事評価の業績目標に自己啓発項目を設けるよう職員に指導。統計に関するシンポジウムや研修の受講機会の拡大に貢献。 ○ 職員に対し、統計担当職員としての専門性を向上させるために必要であると考えている自己啓発テーマ等について、人事評価における実績評価の目標として積極的に掲げるよう働きかけたところ。 ○ 人事評価において、「統計の専門性の向上に関連する事項」を可能な限り目標に設定し、評価を実施している。さらに、平成25年度以降については、年度当初に受講希望の研修を人事評価の目標として記載するよう、平成24年度末に各職員へ指示。【以上総務省】 ○ 統計部局に所属する主な統計関連職員については、人事評価の業績評価の目標として、統計の専門性の向上に関連する事項を設定することに努めている。【厚生労働省】 ○ 統計研修計画の設計や人事を担当する部署の業績評価の目標として、統計職員の専門性の向上を図る事項を設定している。【農林水産省】 ○ 人事評価において引き続き、目標設定に当たって、各部署目標に加え、各課室目標・個人目標を設定することとしている。統計部局としては、統計調査の着実な実施、新たな統計整備への取組等に関する事項を目標として設定しているところ。【経済産業省】 ○ 統計主管部局である情報政策本部の統計関連職員が、人事評価制度の目標設定時において、課題を踏まえた目標設定をするなど、統計の専門性の向上に努めている。【国土交通省】 ○ 統計に関係する部局等に対して、本件基本計画の記述について周知を行う。【環境省】 	継続実施	—	<p>海外の公的機関の統計専門職採用の際に要求している力量を参考に、政府行政専門職、政府統計専門職に必要な力量辞書(あるべき姿)を定義し、現状職員の持つ力量に関する認識とギャップがある部分を抽出し、効果的かつ計画的な人材育成を実施しなければならない。このため、統計研修所の本科などは、専門職大学院としての文部科学省の認可を受け、主として官庁・自治体関係者・専業学生に教育演習とe-learning、職場における実践を通じて専門職学位(統計)を授与できる組織となる必要がある。専門職大学院設置基準によれば、専門職大学院は関連専門実務専門家の専任教員ないしは見做し専任教員としての関与が必須であり、公的統計の収集計画・分析・それに基づく政策的意思決定に至るまで、職場実習課題を含めた体系的プロフェッショナル教育が可能である。(西郷)</p> <p>今日初中等教育においても資料の活用といった生存の智慧が必修化している現状を鑑みれば、統計専門職員のみならず、一般行政職全般に統計ならびに事実に基づく意思決定のあり方についての基礎知識を広める必要がある。地方自治体を含む一般公務員にも採用時や昇進時などに統計あるいは統計的管理の基礎知識を有することを推奨することが望ましい。このために、上記専門職大学院以外に統計研修所で短期コースを履修させるあるいは、統計検定、品質管理検定などを活用するなどの検討としては如何かと思う。統計検定、品質管理検定いずれも3級水準が国民一般が持つべき素養、2級水準が一般管理職が持つべき素養ではないかと考えることもできる。そもそも統計の活用の重要性を知る公務員が増えることがもつとも国民や統計にとって必要なことと考える。</p>
144 (p56)	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (3) 統計職員等の人材の育成・確保 イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進	○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】 ○ 国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。 ○ カンボジア政府の統計能力を向上させるため、カンボジア統計局に対し支援を実施。 ○ 国際統計研修への積極的な派遣について検討。国際会議への参加要員養成等を目的とした英語研修を実施し、職員10名が受講。また、語学研修の実施内容につき、平成24年度に分析を行い、平成25年度から実施コース及び対象者を拡充する方向で検討。 ○ 国際会議に12度、職員延べ18名が出席。 ○ 人事院の短期在外研究員としてイギリス国家統計局へ1名派遣。外国の統計局等の関係機関に職員延べ4名が訪問し、情報収集等を実施。 ○ SIAPの研修プログラムに、職員13名を講師として派遣。【以上総務省】 ○ OECD等の国際統計関係会議に3回、職員延べ5名が出席。 ○ 【文部科学省】 ○ スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当係への配置、業務内容に合わせた在任年数、また、研修の活用により、人材育成 	継続実施	—	<p>欧米や中国では、統計職員のための資格試験があり、それにパスすると昇給するような仕組みがあります。職員の知識獲得に関する動機付けとして、参考にできると思えます。</p>

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の経験等に応じ、業務を通じた能力の向上方策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 延べ20名の職員が海外で行われた国際会議の出張、海外調査実施に取り組んだ。 ② JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計に係る本邦研修に講師として職員28名を派遣した。【農林水産省】 ○ 国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、JICA事業で実施されたベトナムIIP基準改定支援の本邦研修への講師として若手職員を派遣した。 ○ JICA事業によるベトナム統計局に対するIIP基準改定支援や日中国際Oプロジェクト、国連統計委員会に若手職員を参加させる等により、統計の知見や英語力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。【以上経済産業省】 			

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携

【本文】

ア 現状・課題等

(7) 実査体制の現状及び課題

地方公共団体の統計部局は、地方公共団体における統計の整備及び提供を推進する役割とともに、国の基幹統計調査の実施においても重要な役割を担っている。地方公共団体の統計部局を通じた国の統計調査の系統は、大規模統計調査の実施に当たり、統計の真实性・統一性の確保等の観点から、我が国の統計調査の基盤を確立する上で重要な役割を果たしている。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率や記入内容の正確性が高まるという利点があるなど、統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に大きく寄与するものとなっている。

しかしながら、次のような課題が生じており、その改善が求められている。

- ① 都道府県の統計主管課の職員(統計専任職員)や市町村の統計関係職員については、地方行政改革の推進や市町村合併が進展する中で、大幅な削減が進められていること。
- ② 統計調査の業務量は、大規模周期調査の実施時期によって大きく変動する一方、実査の現場を担当する市町村では、統計担当課・係において統計調査事務と他業務を兼務していることが多いことから、調査実施時期と他の業務の繁忙時期が重複した場合には要員の確保が困難となるなど、業務量の平準化が大きな課題となっていること。
- ③ 統計専任職員の平均年齢の上昇に伴い、国が交付している統計調査事務地方公共団体委託費注8の基準単価と実態との乖離が生じ、都道府県の負担が増大するとともに、同委託費の交付対象外となっている職員定数条例外の再任用短時間勤務職員の配置も増加しつつあること。
- ④ 統計調査員については、高齢化や個人情報保護意識の高まり等による報告者の協力意識の低下などの調査環境の変化に伴い、質及び量の両面でその不足が進み、特に大都市部を中心に調査員の確保が困難となっていること。

また、国の地方支分部局も統計調査における実査事務を担当し、公的統計の作成において重要な役割を担っており、これらの統計調査の中には、専門的・技術的なノウハウを必要とする統計調査も含まれている。一方、これら国の地方支分部局で実施している統計調査に関する事務については、地方分権改革における国の出先機関の見直しの一環として、地方公共団体への実査事務の移譲、民間委託の拡大等による業務のスリム化等の検討が求められている。その際には、基本計画が目指すニーズに応じた統計の体系的整備や公的統計の信頼性の確保等に影響を及ぼさないよう配慮することが必要である。

(4) 国と地方公共団体の連携の必要性

統計法では、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、公的統計を体系的に整備することを基本理念の一つとして規定している。国が作成する公的統計の多くは、国はもとより地方公共団体においても幅広く利用されるものであり、その整備に当たっては国の視点だけでなく地域の視点に配慮することが必要となっている。地方公共団体は、国が作成する公的統計を自ら利用するとともに、住民に対する情報提供の機能も有しており、統計の広範な普及に当たっては、このような点を踏まえつつ国と地方公共団体の協力を一層深めることが必要となっている。

また、基幹統計調査に関する地方公共団体の事務の多くは、法定受託事務として規定されるなど、基幹統計の作成において、地方公共団体は重要な役割を担っていると、基幹統計調査の結果は、地方公共団体の行政運営にとっても重要なものとなっている。このため、基幹統計の整備に当たっては、国の責任で作成することを前提に、国と地方公共団体相互の協力及び適切な役割分担の下に、協働して取り組むことが必要不可欠となっている。

イ 取組の方向性

基幹統計の整備に当たっては、国の責任で作成することを前提に、地方公共団体と協働して体系的整備に取り組む。

また、地方公共団体と連携して実査体制の機能を維持するため、地方公共団体を経由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化など多面的な方策を計画的に実施するとともに、統計調査事務地方公共団体委託費や統計調査員制度についても実情等を踏まえた運用の見直しについて検討する。

さらに、地域の視点からの統計の整備・利用を促進するため、統計調査結果の地方別表章を充実するなど、幅広い統計ニーズを把握した上でその改善に努めるとともに、地方公共団体による統計の利用・普及活動を支援する。

なお、地方分権改革の推進に伴い、国の地方支分部局において実施している実査事務の地方公共団体への移譲を検討する場合には、統計委員会における議論も踏まえ、検討の前提として、統計に求められる中立性、公平性及び全国統一性の確保や、公的統計の質を維持するために必要な専門的・技術的ノウハウを有する人員等の地方公共団体への移管についての措置を適切に講じる必要があり、その移譲の在り方の検討に当たっては、これらの措置の整備状況を見極めつつ、対応する必要があることに十分留意する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
134 (p50)		○ 都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成22年度までに結論を得る		○ 統計調査事務地方公共団体委託費により整備維持している都道府県統計専任職員の平成24年度における定数は前年度と同数の1,839人を確保したが、委託費の基準単価を国家公務員の人件費割で積算していることから、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律による給与減額支給措置が適用された。	継続実施	—	予算措置が講じられない限り、地方統計組織の弱体化は避けられないと思います。実行(予算措置)を伴わない発言になるので申し上げても仕方がないようにも思えますが、統計を政策立案に生かすように行政の仕組みを変えれば、正確な統計をえるために予算配分がふえると思えます。
137 (p52)		○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に報告者等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成21年度から実施する。		○ 次の媒体を通じ、統計調査員について掲載・紹介 ・ 調査依頼時に配布する依頼状・リーフレット等 ・ 経常調査用広報のポスター等(※) ※ 版下を地方公共団体に提供 ○ 上記の他、統計局等ホームページにて統計調査員について記載。【以上総務省】	継続実施	—	別に記載したように、学校教育において統計調査の重要性を実習、教育などを通じて徹底する。

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 経済・社会の環境変化への対応

(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用

【本文】

ア 現状・課題等

時代の変化や社会のニーズに的確に対応した公的統計の整備及び提供を行う観点から、以下の点に留意しつつ、統計利用者のニーズを把握し、公的統計の改善に活用することが必要となっている。

- ① 社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであるとの認識の下に、利用者の視点も踏まえつつ、その作成及び提供に努めること。
- ② 統計利用者のニーズを把握するに当たっては、情報通信技術を活用するなど、統計利用者側の利便性の向上を図ること。
- ③ 府省横断的なニーズについては、統計委員会が統計利用者との意見交換を随時実施し整理・検討を行った上で、その結果を関係府省における統計の整備及び提供や基本計画の見直し等に活用すること。

イ 取組の方向性

統計ニーズを的確に把握するため、従来から各府省が実施してきた個別の取組に加え、統計利用者の要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、府省横断的な統計等の整備・改善に反映する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
129 (p48)	第3 2 統計ソースの確保及び有効活用 (1) 統計ソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 オ 緊急ニーズへの対応	○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。	関係府省	平成21年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災において、以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の調査のサーベイをふまえ、被災自治体の復興状況の把握が可能となる指標の設定、指標データの収集、整理を行うことで、被災自治体が自らの復興状況を把握するための統計データ等の基礎的なプラットフォームを構築し、各自治体が活用できる情報等の提供を行った。【復興庁】 ○ 東日本大震災において、以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳人口移動報告について、住民基本台帳を活用し、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした東日本大震災後の人口移動への影響について特に分析を行い、各県、関係機関に公表・提供した。 ・ 平成24年就業構造基本調査について、岩手県、宮城県及び福島県における、東日本大震災の仕事への影響に関する速報値の公表を行った。 ・ 平成25年住宅・土地統計調査について、有識者を含めた「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」における検討の結果、調査事項に震災に伴う転居、震災前の住居、震災の影響による改修工事等の状況を追加。【総務省】 ○ 平成24年度においては、「東日本大震災と農林水産業基礎統計データ(図説)」を更新するとともに、新たに「平成23年被災市町村別農業産出額」を公表。 ○ 東日本大震災による農業経営体及び漁業経営体の被災・経営再開状況について、平成25年3月11日現在の状況確認を実施。平成25年度公表予定。【以上農林水産省】 平成23年3月11日の東日本大震災に関連して、被災地及び被災地以外で分けて作成した鉱工業生産指数(試算値)や津波浸水地域における鉱工業事業所の生産額試算等について、毎日更新を 	継続実施	—	国全体で、国民の生命・財産に不可逆的かつ重篤な被害を与える状況が生じないしは進展している際には、国・自治体が保有する統計マイクロデータを含む個人の非公知情報を当該個人のリスク回避のために緊急利用可能である基本原理を確立すべきである。

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 経済・社会の環境変化への対応

(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化

【本文】

ア 現状・課題等

近年の行財政改革の進展に伴う統計リソースの厳しい制約の中で、時代の変化や社会のニーズに的確に対応するとともに、社会の情報基盤として機能する優れた統計を作成し、提供するためには、統計リソースの有効活用の観点からも、引き続き既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進することが必要となっている。

また、この見直し・効率化に当たっては、統計の体系的整備、報告者の負担軽減、統計の品質の維持・向上等の視点に留意するとともに、客観的な評価結果も踏まえ、公的統計の全体としての最適化を目指した検討を行うことが必要となっている。

イ 取組の方向性

公的統計の有用性の確保・向上を図る観点から、報告者の負担軽減や統計の品質の維持・向上等に留意しつつ、引き続き既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進する。

また、この見直し・効率化に当たっては、統計の品質に関する自己評価結果や客観的な評価結果の活用を図る。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
149 (p58)	第3 3 経済・社会の 環境変化への対応 (2) 統計の評価 を通じた見直し・ 効率化	○ IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。	総務省	平成21年度に実施する。	実施済は妥当。	○ 「統計の品質保証に関するワーキンググループ(以下、「品質保証WG」という。)」における平成21年度の検討結果を基に策定した「公的統計の品質保証に関するガイドライン」について、平成22年度に各府省における試行結果を踏まえつつ、同ワーキンググループにおいて検討し、同ガイドラインを改定(平成23年4月8日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)。 また、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続については、平成22年5月12日に「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」(総務省政策統括官決定)を各府省に通知。	実施済		政府内に公的統計のみならず品質マネジメント活動を体系的に導入し、統計作成部局のみならず統計利用部局の品質方針の中に統計の質管理、質保証に関わる方針を明示し、それら統計加工、統計利用部局を次プロセス(後工程)と位置付けたいという統計の品質マネジメント活動を推進し、質の高い統計作成の意義を質マネジメント観点からも明確にする。さらに、統計作成プロセスの質、企画の質に関するマネジメント活動、特に質改善、質保証活動の指針を必要ならば学会に留まらず実務専門家の助言も受けて整備し、府省横断的に推進する。

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 経済・社会の環境変化への対応

(3) 統計に対する国民の理解の促進

【本文】

ア 現状・課題等

近年、個人情報保護意識や、企業の情報管理意識の高まりに伴い、統計調査への協力が得られにくくなっており、これが統計精度や調査の円滑な実施に影響を与えている。このような中、公的統計は国や地方公共団体のみならず、個人や企業が合理的な意思決定を行う上での重要な情報基盤であり、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に正しく理解してもらうことが重要である。このため、調査の対象となる個人や企業等に統計調査への協力を求めるための広報・啓発活動や要請活動を効果的に実施するとともに、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において統計リテラシー注10や統計倫理注11を重視した統計教育を拡充する必要がある。

イ 取組の方向性

調査対象者が、協力した統計調査の集計結果等がどのように役立っているか、あるいは協力しなかった場合の不都合について十分理解できるよう、個人や企業への広報・啓発活動の具体的方策を検討するとともに、統計調査を円滑に実施するために、業界団体等に対して要請等を行う。また、小・中・高等学校の教員が児童、生徒に対して、統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する教育を適切に行えるよう、教員への研修の充実を図るとともに、教材の提供等を適切に行う。さらに、大学生、社会人等に対しては、情報提供や講義など統計に対する理解・関心を深めるための活動を行う。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
154 (p62)	第3 3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。	総務省、各府省	平成21年度から実施する。		○ 平成24年就業構造基本調査を円滑に実施するために、国土交通省を通じて、マンション管理団体等への協力依頼を実施した。 ○ 平成21年度に策定した「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」において、統計調査の円滑な実施を推進するための方策として、①調査対象者に対する統計調査の実施に関する事前広報の強化、②業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等に関する具体的な方策を示し、各府省は、本行動指針に沿って、所要の取組を積極的に実施することとしたところ。平成25年3月「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、平成24年度までの各府省における取組状況・推進状況について、平成25年4月末まででフォローアップを各府省に依頼。【以上総務省】	継続実施	—	小学校・中学校・高校・大学において、正確な統計の重要性とその活用について教育することがもっとも効果的だと思います。とくに、社会(と理科)で統計を活用する授業を展開する。実際、センター試験の地理などは、統計がふんだんに使用した問題が多く出されています。このことは、教室では現に統計を用いた授業が行われていることを示しています。それらを、政策立案や自分の生活の問題として捉えるように教育がなされれば、統計に対する見方も変わるように思います。
156 (p64)	イ 非協力者への対処方針	○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成22年度から実施する。		○ 職種別民間給与実態調査の重要性が理解されるよう人事院ホームページで周知している。調査に非協力な者に対しては、調査の趣旨、重要性を丁寧に説明することで、調査への協力が得られるよう対処している。【人事院】 ○ 調査実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等について詳しく説明するほか、公表物においても調査結果を理解しやすいように工夫するなどにより協力度を上げる努力をしている。【内閣府】 ○ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、以下の取組(主なもの)を実施。 ・ 統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の利活用実例や最近の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、各種図書館での閲覧や各種イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。 ・ 平成24年就業構造基本調査を円滑かつ正確に実施するため、関係省庁と連携を図り、調査実施上の対応が必要となるマンション管理団体を始めとし、企業、経済団体、業界団体等に対し協力依頼を行った。 ・ 平成24年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方自治体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット、新聞やラジオCM等による広報を行い、広く国民一般に対する理解増進に努めた。【総務省】 法人企業統計調査等において、各調査期の未回答法人に対し、 ○ 電話・葉書などにより調査への協力を依頼し、調査統計への理解が深められるよう努めている。【財務省】	継続実施	—	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象者に対し、調査の趣旨等を説明の上、調査依頼をしているが、非協力的な場合は重ねて説明して調査票の提出を促すなど理解が得られるよう努めている。【厚生労働省】 ○ 調査への協力が得たい場合、現場の職員が非協力者の下に直接出向くなどにより調査の趣旨や調査結果の利活用例などを説明し、調査への理解が得られるよう努めている。【農林水産省】 ○ 経済産業省では、非協力者の提出促進を図るため、毎年、「調査票提出促進運動」を実施している。平成24年度においては、経済産業省、経済産業局、都道府県において非協力状態である約3,400事業所に対して、電話・訪問等による提出の督促を行った。その結果、約800事業所（非協力状態事業所に占める割合約24%）から、調査票の提出に向けた意思表示を得た。非協力状態である約3,400事業所のうち、特に協力要請を重点的に行う必要がある約380事業所への督促結果についてみると、約150事業所（非協力状態事業所に占める割合約39%）において未提出状況の改善が図られ、非協力事業所全体を大きく上回る成果となった。【経済産業省】 ○ 調査対象者へ調査依頼を行う際には、調査の趣旨や調査結果の公表、また、調査の活用事例等について提示しており、非協力者には、上述のような事項を説明し、調査への協力を重ねて促すなど、統計調査の円滑な実施に努めている。また、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」でまとめられた行動指針等も参考として、統計調査への理解が得られるよう努めている。【国土交通省】 			<p>学校教員・生徒を統計調査員あるいはその補助者として参加可能な制度を確立し、国の統計は国の将来を担う生徒が徴集に協力し、地域の姿を明らかにする報告、地域の将来を統計に基づき報告するなどの実践的社會教育を開発することで、広く地域コミュニティにおいて統計に協力することを当然とする気質を醸成すべきである。初中等教育社会科において基幹統計調査への協力が、納税と同様国民の義務であり、データの活用によって正しい政策、意思決定が行われることは、選挙における投票と類似の決定手続きであることを教育すべきである。</p>
157 (p64)	第3章 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員への研修について、以下の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。 ・ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。 	総務省	平成23年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度統計指導者講習会の参加者に対して、統計研修所の研修を周知するとともに、都道府県統計主管課に対して、関係する学校、教員等への周知協力を依頼。 ○ 上記統計指導者講習会において、小学校、中学校及び高等学校別に統計教育の事例報告を実施するとともに、統計教育の実践方法等に関する班別討議、総務省統計局のデータを活用した実践事例（実践講習）を実施するなど、研修内容を充実。 ○ 統計研修所では、平成24年8月に、千葉県内の高等学校の教学担当教員に対する研修を実施した。 ○ 教員に対し統計研修所の研修の周知を図るため、文部科学省の協力を得て、「平成25年度統計研修所の案内」リーフレットを、各都道府県教育委員会に配布。 	継続実施	—	統計職員経験者、統計的品質管理指導者などがタイアした際、地域学校における実践的統計教育の補助者として活用できる教育補助制度を確立することが望ましい。また、改訂学習指導要領を実践しなければならない、教員、教育系大学学生を統計実務・業務にインターンシップさせるなども教育系大学に対して提案すべきである。
159 (p66)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。 	各府省	平成24年度から実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領の改訂に併せて、高校生向け学習サイト「なるほど統計学園高等部」を作成した。（平成25年4月5日公開） ○ 小・中学生向けサイト「なるほど統計学園」及び先生向けサイトについては、内容を随時更新している。【以上総務省】 ○ 統計学習に関する情報提供や、他省等が運営している児童・生徒向け統計学習サイトを紹介するページを作成し、既存のこども向けページ等に掲載した。【厚生労働省】 ○ キッズページにおける今後のコンテンツ拡充に際して利用者のニーズを反映させるため、小学生から教育関係者を始めとした大人までを対象とした、キッズページに関するアンケートサイトを設置した。【経済産業省】 	継続実施	—	初中等教育における統計教育、指導要領自体に、統計による社会課題解決の基本プロセス、不確実性をどのようにマネジメントするか、単に計算や手続きでない、生存の智恵の考え方がより徹底されるよう働きかけるべきである。

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

【本文】

ア 現状・課題等

諸外国では、従来から、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供(以下「二次的利用」という。)に関する制度を整備し、学術研究等のための利用に供しているのに対し、我が国においては、統計調査によって収集された公的統計の調査票情報は、原則として作成機関があらかじめ定めた統計表の形でのみ集計し、公表することとされてきた。しかし、統計に対するニーズが多様化・高度化する中で、こうした利用形態だけでは、利用者のニーズに十分応えられなくなってきた。

このため、統計法において二次的利用に係る規定が新たに追加され、二次的利用の制度が整備された。

一方、各府省では具体的なニーズが明確でない中、二次的利用に係る業務に対応するための十分な統計リソースを確保することが困難な状況にある。しかしながら、研究者等による、より高度かつ多様な研究分析等を通じて、統計が学術研究はもとより社会の一層の発展に寄与することが強く期待されていることから、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に実施していくことが必要となっている。

イ 取組の方向性

二次的利用に係るガイドラインに基づき、平成21年度から、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に開始し、平成22年度以降、順次、二次的利用の対象となる統計調査やサービスを拡大する。

また、二次的利用制度の利用希望者がどのような調査のいかなるサービスをどこから受けることができるか事前に知ることができるよう、毎年度当初に二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。

さらに、府省によっては自ら二次的利用のサービスを実施することが困難な場合も想定されることから、統計法第37条に基づきオーダーメイド集計及び匿名データの提供に係る事務の全部を委託できる独立行政法人等(以下「政令指定法人」という。)の活用に向けて必要な措置を講じる。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
160 (p66)	第3 4 統計データの有効活用の推進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供	○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。 ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。 ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	各府省	平成21年度から実施する。		○ 各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。 ○ 総務省(政策統括官)では、各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。 ○ 平成24年度中に、国の行政機関が新たにオーダーメイド集計の利用対象とした統計調査は、1調査(木材統計調査(農林水産省))であった。また、匿名データの提供を新たに開始した統計調査はなかったが、国勢調査に係る匿名データの作成について、統計委員会において審議され、調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であるとされた(国勢調査の匿名データについては平成25年中の提供開始を予定している。) ○ 二次的利用のニーズに対応するため、各府省において予算・定員等の統計リソースの適切な確保及び有効活用に取り組んでいく。 ○ オーダーメイド集計に関しては13調査、匿名データの提供に関しては5調査について、各府省からの委託を受けて統計センターが ○ 業務を実施している。 有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し(関係府省等はオブザーバー参加)、オンライン利用を可能とする環境整備に向けた検討(論点整理等)を行った。		－	オンサイト拠点については、統計センターから、全国主要拠点大学に専用回線を結び、拠点にはデータを置かず、更にはプログラム送付による分析を可能とし、セキュリティ管理を中央一括で行う事で、各拠点は専任配置することなくセキュリティ設備投資に専念できる仕組みを確立する必要がある。特に、この種の設備概算要求を実現するために、広く全国の学術コミュニティの支持を得る必要がある。また、データを閲覧することなくデータ分析を行うために簡潔かつ十分なメタデータの作成研究を行うべきである。

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

(2) 統計データ・アーカイブの整備

【本文】

ア 現状・課題等

諸外国では、統計データ・アーカイブを整備し、それを通じて学術研究等の目的での匿名データ等の利用の便を図っているのに対し、我が国においては、調査票情報の積極的な活用方策については必ずしも十分には検討されておらず、各府省で保存している調査票情報の管理状況についても、それを活用する上で必ずしも良好とは言えない状況にある。

今後、調査票情報の積極的な活用が求められる中において、統計データ・アーカイブの整備に向け、早期に具体的方策を検討することが求められている。なお、この統計データ・アーカイブの中核的な利用者は、大学や調査研究機関であることから、検討に当たっては学会や大学等と十分な連携を図ることが必要となっている。

また、統計データ・アーカイブにおける蓄積データの基となる調査票情報等の保管に早急に着手することが必要である。

イ 取組の方向性

限られた統計リソースの効率的、効果的な活用を図る観点から、統計データ・アーカイブは、基本的には一つの機関に集約することとし、この機関にどのような機能を持たせるか、調査票情報まで蓄積すべきか等の詳細については引き続き検討する。その際、政令指定法人、学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブの検討を行う。

また、統計データ・アーカイブにおける蓄積データの基となる調査票情報等について、政府全体としての統一的な保管のためのガイドラインを策定する。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
162 (p66)	第3 4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備 ア 統計データ・アーカイブの整備	○ 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。 ・ 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。 ・ 調査票情報の提供、オーダーメード集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。	総務省	平成25年度までに結論を得る。		○ 「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を3回開催し、調査票情報の提供、オーダーメード集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方について検討するとともに、統計データ・アーカイブについても、期待される機能(収集・整理・保管、統計機関相互のデータ共有・連携、ユーザーへの提供)の各々の視点ごとに論点の絞り込みを進めることとした。 また、平成23年度に引き続き、統計データ・アーカイブの整備に関する国外の政府統計機関等による取組事例を調査し、調査結果について上記研究会における審議に活用した。	実施可能	引き続き、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」において、統計データ・アーカイブに係る論点の絞り込みを行い、平成25年度末までに一定の結論を得る。	統計委員会の有志勉強会のおりにも講師のかたから発言がありましたが、アーカイブとともに、記入された調査票そのものを保存しておく(あるいは、PDF化して保存しておく)ことをぜひ検討すべきだと思います。アメリカでは、調査票は公文書の扱いであり、必然的に保存するものとなっています。国民から提供された貴重な情報を原型のまま保存することは、将来の国の財産になります。 データ漏出の危険を減らす一方で、データの接合などマイクロデータの高度な二次利用を推進するため、マイクロデータセンター機能を強化すべきである。また、リモートアクセスの実施についても検討することが望ましい。

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
163 (p68)	イ 調査票情報等の保管方法	○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。	総務省	平成22年度までに実施する。	実施済は妥当。	○ 「統計データの有効活用に関する検討会議」の下に設置した「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省等と連携・協力しつつ検討・調整を行い、平成22年度末までに、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成23年3月28日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定)を策定し、所要の周知期間を経て平成23年10月1日から施行した。	実施済		過去の調査票情報等も保全されるよう、十分な対策を講じる必要がある。
165 (p68)		○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	総務省	平成23年度までに実施する。	今後とも継続的な取組が必要。	○ 総務省では統計センターの第2期中期目標において、調査票情報の二次的利用を効率的かつ効果的に行うため、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うとともに、統計法施行後は統計データアーカイブを適切に運営する旨、指示している。 平成24年度は、第3期中期目標を策定しており、その中で第2期と同様、統計センターで統計データアーカイブを適切に運営する旨の指示をしている。 統計センターでは、中期目標に従って、平成21年4月から、オーダーメイド集計、匿名データ等の作成・提供のほか、各府省の統計調査の調査票情報、匿名データ等を保管・蓄積する統計データアーカイブの運営を行っている。	継続実施	—	公的統計個票データを公文書に準じる位置づけとし、統計センターが整備事業を推進すると共に、将来的に適切な施設(たとえば国立公文書館)に保管することを目指すかなど方針を具体化・明確化にする。

個々の別表に対応しない意見

○経済のグローバル化に対応して
貿易による国際分業や対外直接投資に関する統計を更に充実させる。
○企業・生産活動のパフォーマンスを測定する指標としての生産性計測について
生産性上昇の停滞や人口減少による成長の源泉の枯渇に留意し、残された成長の源泉である生産性上昇を把握するために、企業・生産活動のパフォーマンスを測定する指標としての生産性計測に注力する。
○障害者にかかわる統計について
障害者政策委員会の意見等をふまえ、どのような充実を図るべきか、検討する。
○SSDS について
SSDS について、体系の再構築・再検討には、膨大な労力と時間がかかると考えられる。それよりも、現在公表されているデータの提供をもっと有機的、かつ柔軟にできるようにする方向で考えてはどうか。例えば、「日本統計年鑑」「日本の統計」「都道府県の姿」「市町村の姿」などの関係をもっと有機的にすべきではないか。
○統計に対する国民の理解の促進
非標本誤差の問題をどのように今後扱っていくべきかについて、研究を推進する体制をつくるべきではないか。(回収率の地域差があるとき、等)
○行政記録情報等の活用
この問題は行政記録情報を統計情報として活用するために、かなり広範な法整備が必要とされる。その全体的な方向性や立法のあり方も検討すべきだと思う。
○府省横断的・体系的な統計の作成・提供
府省横断的・体系的な統計の作成・提供のため、整理・統合を行うべき項目・事項はないか。これは基幹統計自体の統廃合も含めた議論をすべきであり、既存統計間での微調整で終わらせることには限界があると考えられる。
○二次的利用に関して
二次的利用に関して、提供の在り方について「調査対象への情報の還元」という視点からも考えることが必要ではないか。具体的には、利用目的の拡大、利用対象者の拡大など。
○統計技術の開発・推進および研究人材の育成について
統計技術の開発・推進および研究人材の育成について、統計研修所の移転に伴い、その機能の見直しの中で、これらの分野に資するような工夫をしてはどうか。